

# 第7章 子ども・若者計画

## 1 計画の概要

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子どもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」、平成28年2月には第2次大綱として「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

第3次大綱では、(1) 全ての子ども・若者の健やかな育成、(2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援、(3) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、(4) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備、(5) 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

今般の国の状況に鑑み、新たな「子ども・若者計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長してくれるよう、子どもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即した子ども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。



1 計画の策定に  
当たって

2 子どもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

## 2 本市の状況

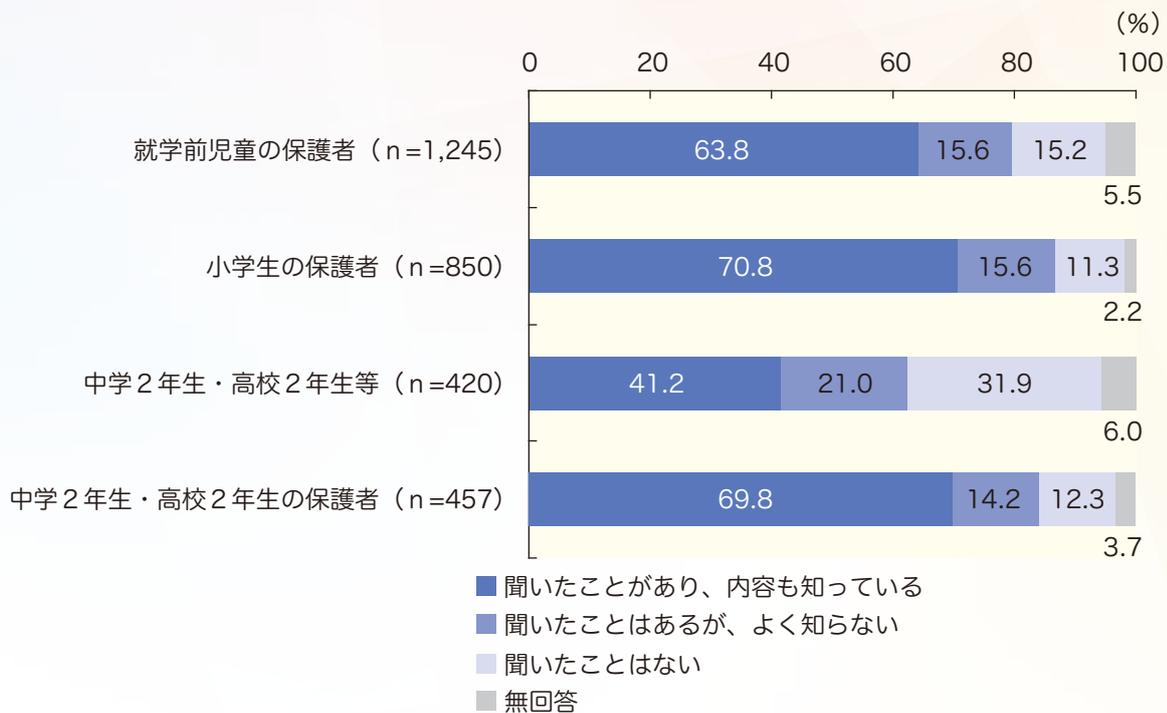
ここでは、令和5年度に実施した子育て家庭の現状と今後の意向、中学生・高校生等と中学生・高校生等その保護者の生活状況や学習状況の実態などを調査したアンケート調査結果報告書から、ヤングケアラーに関するデータを抜粋しています。なお、アンケート調査の全結果は本市のホームページでご確認いただけます。

### (1) ヤングケアラーについて

いずれも「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も高く、「小学生の保護者」は70.8%、「中学2年生・高校2年生等の保護者」は69.8%、「就学前児童の保護者」は63.8%と保護者は6割から7割となっているのに対して、「中学2年生・高校2年生等」は41.2%と半数に達していません。

また、「聞いたことはない」は、「中学2年生・高校2年生等」で31.9%と、保護者が1割台であるのに対して高くなっています。

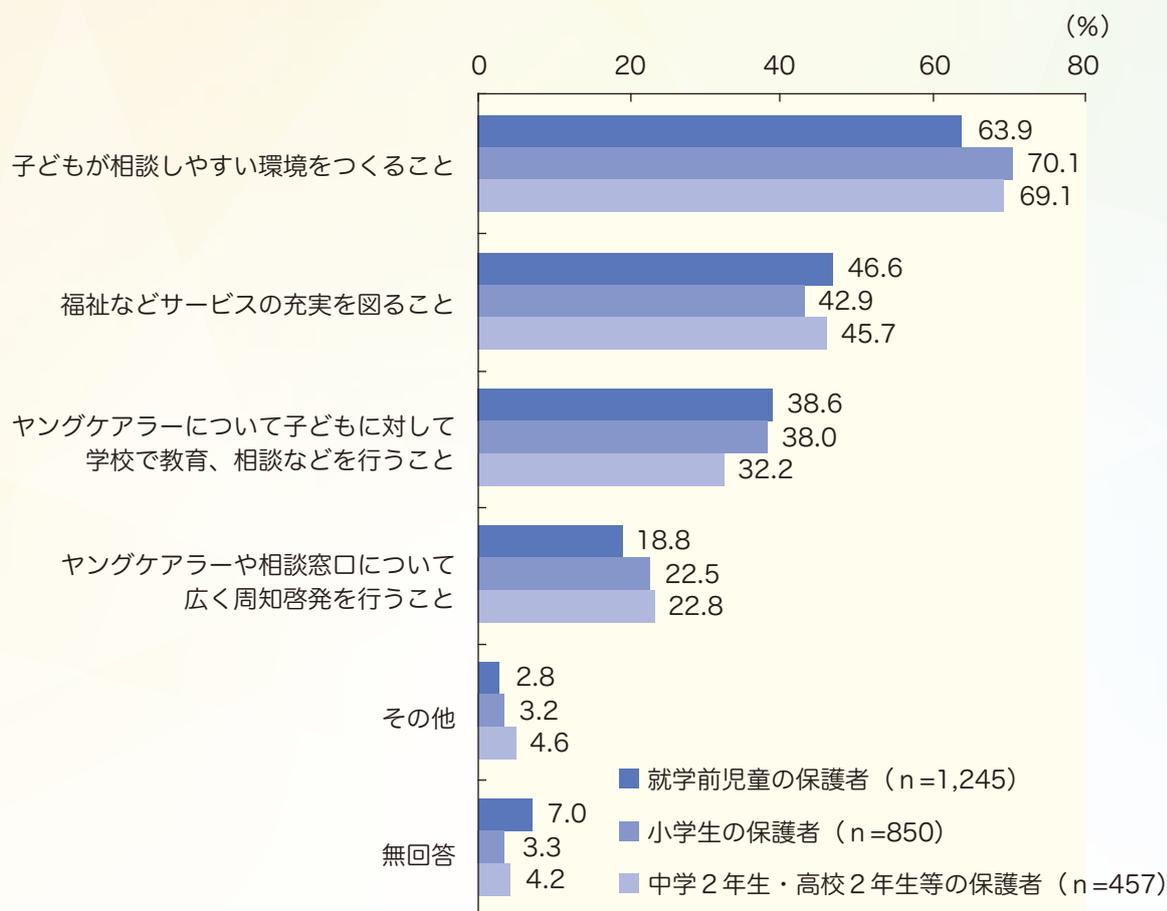
#### ■ヤングケアラーについて<単数回答>



## (2) ヤングケアラーへの支援として必要なこと

いずれも「子どもが相談しやすい環境をつくること」が最も高く、「小学生の保護者」は70.1%、「中学2年生・高校2年生等の保護者」は69.1%、「就学前児童の保護者」は63.9%となっています。これに次ぐのが、いずれも「福祉などサービスの充実を図ること」が4割台、「ヤングケアラーについて子どもに対して学校で教育、相談などを行うこと」が3割台となっています。

■ヤングケアラーへの支援として必要なこと<複数回答>



### 3 施策の展開

#### (1) 全ての子ども・若者の健やかな育成

全ての子どもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれの子どもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、子どもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援や結婚支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

##### ①自己形成のための支援、社会への参画支援

施策・事業名	内容	担当課
学習機会や体験活動の充実（再掲）	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などを通じて、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	まなび文化課
児童館事業（再掲）	遊びの拠点と居場所を提供し、様々な活動に自発的に取り組めるよう支援するとともに、行事を工夫して利用者を増やし、こどもの居場所としての支援を行います。 また、施設の計画的な修繕等に対応し、安心して利用できる施設運営を行います。	子育て支援課 人権課
アーバンスポーツパークの活用（再掲）	アーバンスポーツパークで関係競技団体と協力して教室を行うなど、アーバンスポーツに触れる機会を提供することにより、こどもの個性の尊重や他者との関わり方などを学べるよう取り組みます。	スポーツ推進課
次世代を担うリーダーの育成（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域などで活躍できる人材となる中・高校生世代を対象としたジュニアリーダーの事業を支援します。また、小学生を対象としたジュニアリーダー養成講座の支援を行います。	まなび文化課
文化芸術鑑賞・体験の機会提供（再掲）	子どもたちが、等しく文化芸術を体験できるよう、美術館やホールへ市内の子どもたちを招待する鑑賞事業や、学校、幼稚園、保育所（園）などへのアウトリーチやワークショップを実施することにより、子どもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化芸術活動を通して、非認知能力を育む機会を提供します。	まなび文化課

##### ②子ども・若者の健康と安心安全の確保

施策・事業名	内容	担当課
かめっコール（子どもや青少年の相談電話）（再掲）	相談チラシやカードの配布、市広報、PTA メール、育成センターだよりなどで相談窓口を周知しています。来所又は電話にて、子ども・若者、その家族からの相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	少年育成センター

施策・事業名	内容	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型) (再掲)	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
相談支援事業	困難を抱えるこども・若者、その家族からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。「若者」というくりでの、総合相談窓口はなく、困窮や障がい、ひきこもり等の相談項目に応じて相談対応しています。	福祉課
自立相談支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課

### ③若者の職業的自立、就労等支援

施策・事業名	内容	担当課
就労準備支援事業 (再掲)	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
	香川県労働局及び香川県、NPO法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課
地元企業PR事業	教育機関と地元企業が連携し、市内の中学2年生を対象に地元企業の魅力をPRし、地元企業との交流を行うことで、地元への愛着を持つ人材を育て、将来的に地元で就労する定住者の増加を図ります。	産業観光課
結婚を希望する方への支援	結婚を希望する独身男女の出会いの機会・場の創出支援について「EN - MUSU かがわ(かがわ縁結び支援センター)」がサポートを行っています。	政策課 子育て支援課
結婚新生活支援事業	新生活をスタートする新婚世帯に住宅費や引越費用の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課
奨学金返還支援事業 (再掲)	大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編

## (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年無業者など、様々な課題を抱える子ども・若者に対する支援について、子ども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱える子ども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

### ①ひきこもりや不登校、若年無業者の子ども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぎ、全ての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにします。特に、ヤングケアラーが疑われる家庭については、関係機関との連携が不可欠なため、家庭状況を確認し、関係機関へつなぐ働きかけを行います。 また、スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図ります。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援（再掲）	不登校児童・生徒の居場所として、教育支援センターや、陸地部の中学校に校内サポートルームを設置しており、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めます。 多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、タブレットの活用（タブドリLive!、オンライン支援）や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努めます。	学校教育課
課題解決型事業（再掲）	社会の中で生きづらさを感じている子どもたちへアウトリーチやワークショップを実施し、正解のない文化芸術活動を体験する機会を提供します。多様な表現方法や創造活動が認められる体験を通して、子どもたちが、自分の好きなことや心が動かされることに気付いたり、自己肯定感を高められる場づくりを行います。	まなび文化課
不登校児童・生徒の家庭への支援（再掲）	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらい子どもの保護者の集いを実施します。	学校教育課
ひきこもりの方に対する支援	アウトリーチ事業を活用しながら、潜在化している事例も含めてひきこもりの方に対する支援を行います。	福祉課

## ②障がい等のあるこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
課題解決型事業（再掲）	障がいがあることにより、ホールや劇場で行われる舞台芸術公演へ足を運びづらいと感じている方が安心して鑑賞できるよう、プログラムや鑑賞環境に配慮した公演を開催します。また、障害福祉施設へのアウトリーチを実施することで、文化芸術活動を楽しむことができる機会を提供し、文化芸術活動を通して、障がいのある方の見えづらかった個性や能力に気付くきっかけをつくります。	まなび文化課

## ③非行・犯罪に陥ったこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
市非行防止定例情報交換会（再掲）	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部子ども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡・協議を行います。	少年育成センター

## ④配慮が必要なこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
こころといのちのネットワーク会議	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）（再掲）	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康課
日本語指導教室（再掲）	外国にルーツがある、又は帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
性同一性障害者等に対する理解促進	性同一性障害者（性別不合）や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要なこども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、こども自身や、こども・若者に関わる教職員や事業所等への情報提供を行います。 また、相談窓口を開設・周知し、一人で悩みを抱え込まない体制をつくります。	人権課 学校教育課

⑤子ども・若者の被害防止・保護

施策・事業名	内容	担当課
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発（再掲）	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	学校教育課 少年育成センター
補導活動（再掲）	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター
“社会を明るくする運動”の推進（再掲）	「社会を明るくする運動」丸亀地区推進委員会との連携により、犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とするキャンペーン活動を行います。	少年育成センター
薬物乱用防止の啓発（再掲）	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、セーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。 少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 少年育成センター
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行います。 香川県西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ、主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。さらに、特定妊婦への支援等、妊娠期からの切れ目ない支援を進めていきます。 児童虐待防止を推進するため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口の周知に努めます。その他、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課
オレンジリボンキャンペーン（再掲）	児童虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課

### (3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。また、こどもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含む全ての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

#### ①こども・若者を取り巻く有害環境等への対応

施策・事業名	内容	担当課
市非行防止定例情報交換会（再掲）	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部子ども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡、協議を行います。	少年育成センター
補導活動（再掲）	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター
環境浄化活動（再掲）	市内20か所に設置している白ポストを定期的に点検し、有害図書、DVD等の回収を行うことで、環境浄化を実施します。	少年育成センター
青少年のインターネット利用に関する啓発（再掲）	携帯電話やスマートフォン、パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っていきます。 特にSNSによる被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象にSNSなどの適正利用に関する様々な啓発を実施します。	少年育成センター
	青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、教職員や事業者等に対する研修や市ホームページ等で啓発を行います。 児童・生徒向けのチラシを作成し、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	人権課 学校教育課

1 計画の策定に  
当たって

2 こどもと家庭を  
取り巻く状況

3 計画の基本的な  
考え方

4 次世代育成  
支援行動計画

5 子ども・子育て  
支援事業計画

6 こどもの  
ひかり計画

7 子ども・  
若者計画

8 計画の推進体制  
と進捗管理

資料編